

令和3年第4回農業委員会総会議事録

令和3年4月5日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和3年4月5日(月)

午後3時18分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第19号 農地法第3条許可について

議案第20号 農地法第4条許可について

議案第21号 農地法第5条許可に係る事業計画変更について

議案第22号 農地法第5条許可について

議案第23号 非農地証明について

議案第24号 農用地利用集積計画の決定について

議案第25号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

[報 告]

報告第20号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第8号)

報告第21号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第7号)

報告第22号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第23号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第24号 申請の取下げ・許可書等の返戻について

報告第25号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

4. 出席委員

1番 日高隆志	2番 岡武義	4番 久保田章生
5番 鬼塚健太	6番 川野富男	7番 川越定光
8番 川崎和久	9番 松田実	10番 川越忠次
11番 長友紘子	12番 川越正彦	13番 岡原明美
14番 持原義信	15番 小倉俊博	16番 佐藤裕次郎
17番 片上英行	18番 高間秀一	19番 川越達也
20番 前田峰子	21番 中村和寛	22番 外蘭香
23番 蛭原安德	24番 松田真郎	

5. 欠席委員

なし


6. 事務局出席者


局 長	高 吉 哲 生	農地調整係長	川 越 昌 志
次 長	西 領 敏 一	農地調整係主査	山之上 智 美
次長補佐兼総務係長	鍋 島 雅 俊	農地調整係主任主事	領 家 健 志
総務係副主幹	迫 田 秀一朗		
総務係主任主事	新 川 竜太郎		
総務係主事	加 野 歩 夢		


7. 市長部局出席者

な し

署名委員

議長 松田美 

委員 長反 紘子 

委員 小倉 俊博 

午後 3 時 18 分開会

○議長（松田） これより令和 3 年第 4 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、11 番長友紘子委員、15 番小倉俊博委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をいたさせます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでのとおり 1 ページごとの審議をお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面を御覧ください。本日は 7 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 19 号「農地法第 3 条許可について」は 13 件でございます。

議案第 20 号「農地法第 4 条許可について」は 3 件でございます。

議案第 21 号「農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について」は 1 件でございます。

議案第 22 号「農地法第 5 条許可について」は 17 件でございます。

議案第 23 号「非農地証明について」は 1 件でございます。

議案第 24 号「農用地利用集積計画の決定について」は 66 件でございます。

議案第 25 号「農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かの判断について」は 659 件でございます。

以上、審議件数は 760 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、20 万 3,582.03 平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、18 万 6,851.03 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしく御説明いたします。

○議長（松田） 議案第 19 号農地法第 3 条許可について、1 ページを議題とします。

○事務局（山之上） 農地法第 3 条許可について御説明いたします。

農地法第3条許可の審議につきましては、農地法第3条第2項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

今回、2名の認定農業者等が基盤強化促進法ではなく、3条申請となりました。1ページの番号60、2ページの番号65が該当しますが、申請者が基盤強化法と3条申請の手続方法や許可の時期などを勘案の上検討し、3条申請を選択した案件となっております。

それでは、主な案件について御説明いたします。

番号60を御覧ください。

受人の耕作面積が4,029平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が5,205平方メートルとなり、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

なお、同様に、今回の申請で総経営面積が5,000平方メートルを上回る案件は、新規を除き、2ページの番号68がございます。

次に、番号61、番号62、番号63を御覧ください。関連がありますので、併せて御説明いたします。

本案件は新規就農者による案件です。受人は、幼少期より実家の農業に興味を持ち、現在は土づくりから収穫までの管理を父に学んでおりますが、今般自ら営農するよう計画し、3条申請に至ったものです。受人の耕作面積が0平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が5,327平方メートルとなり、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく御願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2ページを議題とします。

○事務局（山之上） 番号66、3ページの番号69、4ページの番号71を御覧ください。関連がありますので、併せて御説明いたします。

本案件は新規就農者による案件です。受人は、幼少期より実家の農業を手伝っており、その後も別の農家の下で農業に携わっておりましたが、今般自ら営農するよう計画し、3条申請に至ったものです。また、受人の耕作面積が0平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が7,829平方メートルとなり、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

次に、番号67を御覧ください。

本案件は、新規就農法人からの申請で、農地所有適格法人の要件を満たしております。申請人は、以前より農業に従事しており、今後、大規模な集約化を目指し、周辺の生産者と協力しながら地域農業の活性化に貢献したいと法人を設立し、3条申請に至ったものです。また、受人の耕作面積は0平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が7,337平方メートルとなり、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第20号農地法第4条許可について、5ページを議題とします。

○事務局(川越) 農地法第4条許可について説明します。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、案件について説明いたします。

番号7を御覧ください。

申請人は、宮崎市大字熊野在住の農家です。申請地は、宮崎市大字熊野にあります木花地域センターから南に約370メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を農業用倉庫及び農業用露天駐車場として利用していたことから、追認申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、農業用倉庫の部分は、既に「農地」から「農業用施設用地」として用途変更を行っており、不許可の例外である「農用地利用計画に指定された用途」に該当しています。

また、農業用露天駐車場の部分は、現在「農地」から「農業用施設用地」として用途変更の途中で、変更後は、不許可の例外である「農用地利用計画に指定された

用途」に該当しています。

申請地の周囲は一部農地と接していますが、申請地の周囲にブロックを設置し土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

最後に、番号8を御覧ください。

申請人は、宮崎市高岡町花見在住の農家です。申請地は、宮崎市高岡町花見にあります花見工業団地から北に約1.3キロの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を農家住宅及び農業用倉庫として利用していたことから、追認申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、現在、除外申請中で、除外見込みありと担当課に確認済みです。除外後は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当していません。

申請地の周囲は一部農地と接していますが、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないと判断しています。

その他の案件においても追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないと判断しています。

なお、これらの許可については、用途変更や除外の許認可と足並みをそろえて行う予定です。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 21 号農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について、6 ページを議題とします。

○事務局（川越） 事業計画変更について説明します。

事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が、転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者に代わって、転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。

計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が、変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、案件について説明します。

番号 3 を御覧ください。

本申請は、宮崎市佐土原町東上那珂の農地に「一般個人住宅」を建築する目的で、農地法第 5 条の転用申請を行い、令和 3 年 2 月 22 日に許可を得ています。許可後、一般個人住宅の建築準備を行っていますが、夫が高齢のため、今後相続が発生する可能性があることから、転用実行者を妻に変更して申請されたものです。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、許可相当とすることに決しました。

議案第 22 号農地法第 5 条許可について、7 ページを議題とします。

○事務局（川越） 農地法第 5 条許可について説明します。

農地法第 5 条許可につきましては、法第 5 条第 2 項各号に規定する許可基準であります。転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断

して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号 57 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は名古屋市守山区在住の個人、受人は宮崎市橋通東 1 丁目に本拠を置く土木・建築業を営む法人です。

お手元の「農地法第 5 条許可資料」を御覧ください。

1 ページに位置図、2 ページに航空写真、3 ページに土地利用計画図を掲載していますので、御参照ください。

申請地は、1 ページの位置図のとおり、宮崎市田野町にあります宮崎自動車道田野インターチェンジから南に約 800 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に住宅基礎研修施設兼露天展示場を建設したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない集団性の低い小集団の農地で「第 2 種農地」に該当しています。申請地の周囲は農地と接していませんが、申請地の一部に砕石を敷き詰め土砂の流出を防ぎ、雨水は地下浸透で処理することから、周辺への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

次に、番号 58 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市古城町在住の農家、受人は宮崎市古城町在住の農家で、親子です。申請地は、宮崎市大坪町にあります大淀地域事務所から南西に約 1.3 キロに位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地に農家住宅を建築するために造成していたことから、追認申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していませんが、申請地の周囲に L 型擁壁を設置し土砂の流出を防ぎ、雨水は水路へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないと判断しています。

その他の案件においても追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・

一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないと判断しています。

また、同様に「第1種農地」で「集落接続」に該当している案件は、番号59、8ページの番号61です。

なお、8ページの番号61は、現在「農業振興地域」の「農用地区域」から除外申請中で、除外見込みありと担当課に確認済みです。

最後に、番号60を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字長嶺在住の農家、受人は宮崎市大字糸原に本拠を置く土木工事業を営む法人です。申請地は、宮崎市大字長嶺にあります宮崎大淀カントリークラブから南東に約500メートルの場所に位置する土地です。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「第1種農地の割合が3分の1以下での、隣接する土地との一体利用する場合」に該当しています。申請地の周囲は農地と接していませんが、雨水は地下浸透及び道路側溝へ放流し処理することから、周辺への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23番（蛭原委員） 申請番号57番あるいは60番の備考欄に、全体面積は5,613.17平米、あるいは1,955平米とありますが、議案として上げられている面積は、例えば57番だと4,401平米と差が出てきますが、この差は、申請事由の用途に関わる面積が全体面積ということで、このエリアの外側、例えば研修センターも含めた部分が全体面積という意味で捉えればいいのですか。あるいは、60番の露天資材置場は、申請は267平米ですが、この業者が持っている全体面積は1,955平米というふうに読めばいいのですね。そこをお伺いします。

○事務局（川越） まず57番につきましては、農地法第5条許可資料3ページの土地利用計画図を御覧ください。点線で記されているところが今回転用の申請に上がってきた土地になります。それ以外の部分につきましては、ちょうど真ん中あたりに曲がった道がございますが、道の右側の下のほう、研修センターや洗面・手洗棟の部分を含めた面積を合計して5,613.17平米となります。

60 番につきましては、露天資材置場として使われる全体の面積として 1,955 平米、そのうち 267 平米が農転の申請許可が必要になる土地ということで御理解していただければと思います。以上です。

○23 番（蛭原委員） 分かりました。以下同じようなことで見ていけばいいわけですね。

○事務局（川越） はい。

○23 番（蛭原委員） 了解です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

なお、番号 57 番につきましては、4 月 16 日開催予定の県農業会議の常設審議委員会に諮問します。

次に、8 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、9 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

○1 番（日高委員） 65 番の案件ですけれども、登記簿上の地目は山林、現況が雑種地ということになっていますが、農地台帳上は畑ということで申請が上がったわけですが、通常であれば、登記簿上、山林であれば申請の必要がないので、法務局の登記簿上の地目と農地台帳の地目の違いというのはどこで処理しているのでしょうか。

○事務局（川越） 農地台帳上は、登記が山林で、現況が畑というふうに登載されております。今回申請が上がってきたときに、現況が雑種地でしたので、雑種地という形で議案に入れさせていただいております。要は、農地台帳上に畑という形で載っている以上は転用の申請、許可が必要になってくると。現況がこういった形であれ、農地台帳上は畑として登載しておりますので、現況が、例えば雑種地だろうが宅地だろうが申請していただいて、許可するという形を取っております。以上です。

○1番（日高委員） 現況主義でいくというのが基本ではなかったのでしょうか。

○事務局（山之上） おっしゃるとおり、現況が農地であれば農地転用の申請が必要で、65番は農地台帳上は畑になっています。記載が雑種地になっているのは、実際に現地を確認したところ、農地として使われていなかったというところで始末書付の案件になりますので、農地という記載はおかしいのではないかとということで、雑種地に書き換えております。ただ、農地台帳上は畑として登載されておりますので、今回申請をしていただいた案件になっています。

○1番（日高委員） 法務局のほうの登記が山林となっておるのに農地台帳のほうが直っていないというのは、どっちが先に変更がずれているのでしょうか。

○事務局（西領） 基本的に農家台帳は、現況が農地か、地目が農地の場合は農家台帳に掲載していますが、現況が農地だったものか、農地転用の手続をされないまま雑種地に変更された可能性があるので、今回手続を行ってもらったと御理解いただきたいと思います。以上です。

○1番（日高委員） 分かりました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、10ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11 ページ、12 ページを議題とします。

○事務局(川越) 番号 71 を御覧ください。

一般個人住宅を建築したく申請に及んだものですが、転用面積が 500 平米を超えています。通常、一般個人住宅の場合、転用面積の上限を原則 500 平米として運用していますが、申請地は、非線引き都市計画区域の用途区域、第 1 種中高層住居専用地域に該当していることから、一般基準を充足していると判定し、議案として上程しています。

以上、御審議方よろしくお願ひします。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 23 号非農地証明について、13 ページを議題とします。

○事務局(川越) 議案第 23 号非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記簿の地目が農地または農地台帳に登載されている農地で現況が非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由として、主に、昭和 27 年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10 年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

それでは、1 件の案件について説明いたします。

申請番号 15 は、登記簿地目が田であります。現況は宅地として利用されており、昭和 22 年当時の航空写真、また土地・家屋名寄帳兼課税台帳等も確認した結果、昭和 27 年の農地法施行以前から同様の利用がされていることが確認できました。

このことから、この案件は非農地証明の認定基準に合致しております。

なお、この案件につきましては、3 月 19 日に地元農業委員と現地調査を行い、現況が農地でないことを確認しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第 24 号農用地利用集積計画の決定について、14 ページから 43 ページまでの利用権設定分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、川越達也委員の退室を求めます。

（19 番川越達也委員退室）

○事務局（加野） 議案第 24 号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

中間管理による貸借につきましては、14 ページの番号 62 番から 19 ページの番号 73 番までの 12 件でございます。

利用権設定につきましては、20 ページの番号 254 番から 43 ページの番号 293 番までの 39 件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が 7 件、新規設定が 5 件、賃借権の再設定が 11 件、新規設定が 16 件となっております。

以上、御審議方よろしく願いいたします。

- 議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。
- 17番（片上委員） 番号63番から72番までは、同じ事務で来ていると思いますが、この中で番号69番だけが利用権が違うのですが、これは何か事情があったのでしょうか。
- 事務局（加野） 69番に関しましては、JAの円滑化事業からの切替えでございまして、利用権の内容は同じのまま中間管理事業へ切り替えていますので、この案件だけ使用貸借権となっております。以上です。
- 17番（片上委員） これは賃料は発生しないわけですね。
- 事務局（加野） そのとおりでございます。
- 17番（片上委員） 分かりました。ありがとうございました。
- 議長（松田） ほかにございませんか。
- （「なし」と言う者あり）
- 議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。
- 本案件に賛同される委員の挙手を求めます。
- （賛成者挙手）
- 議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。
- 川越達也委員の入室を求めます。
- （19番川越達也委員入室）
- 議長（松田） 次に、44ページから52ページまでの所有権移転分を議題とします。
- 事務局（加野） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、44ページの番号294番から52ページの番号308番までの15件でございます。
- 以上、御審議方よろしくお願いたします。
- 議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。
- （「なし」と言う者あり）
- 議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。
- 本案件に賛同される委員の挙手を求めます。
- （賛成者挙手）
- 議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

議案第 25 号農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について、53 ページを議題とします。

○事務局（迫田） 議案第 25 号について説明いたします。

議案書「別冊」の差し替え分の 1 ページを御覧ください。

農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断を行うため、令和 2 年度は、令和 3 年 1 月 12 日から 1 月 14 日の 3 日間にかけて、「木花・青島」「高岡」「清武」の 3 地区において荒廃化が進んでいる農地を対象に農地・非農地判断調査を行いました。

期間中は、該当する地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員、高岡、清武の総合支所農林建設課担当者及び農業委員会事務局職員延べ 39 名による現地調査のほか、道路がないなどの理由で現地まで行くことが非常に困難な箇所については、航空写真により現況確認を行いました。

1 ページ目はその調査結果の地区別集計表でございますが、一番下の行に合計値を載せております。

調査対象農地延べ 659 筆、面積にしまして 37 万 3,563 平方メートルについて、農地・非農地判断基準に従い慎重に判定した結果、農地判断が 116 筆、面積にしまして 6 万 5,160 平方メートル、非農地判断が 543 筆、面積にしまして 30 万 8,403 平方メートルとなりました。

非農地と判断した主な理由としましては、長年の耕作放棄等により山林もしくは原野化が著しく、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であること、また、圃場への道路がなく迫田などで面的整備がされておらず、継続した営農が困難と見込まれる土地であることなどが挙げられます。

一方で農地と判断した主な理由としましては、現地調査の際、荒廃化は進んでいるものの、農地に復元することは可能と思われるところや、周囲が優良農地に囲まれており、周辺の営農に影響を及ぼすおそれがある農地であると判断したことによるものです。

また、大淀川左右岸土地改良区受益地や多面的交付金事業など、国庫補助等を活用して基盤整備事業等を行っている農地などについても、当農業委員会で策定していま

す農地・非農地判断基準に照らし合わせて農地と判断しております。

議案書「別冊」の2ページから20ページにかけては、1筆ごとの一覧表でございまして、農地・非農地の判断結果について、表の右端の列に記載しております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23番（蛭原委員） 現地調査は私も同行しまして、担当の方に確認したか覚えていないのですが、一つ伺います。現地調査の前の段階で、非農地であるということを調査する、対象地をリストアップするのは、農地調査員の方ですね。その方たちに対して、所有者から自分の土地は非農地として見てほしいという働きかけがあるものなのかどうか確認したかったので、単純に私たちや調査員が現地を見て回って、これは非農地として判断すべき場所として挙げられたものを見に行ったのか、本人が申請して非農地にしてくれというようなことがあるのか、お伺いします。

○事務局（迫田） 今回、非農地判断の調査に挙げたリストというのは、通常、先ほど紹介しました農地調査員等で、遊休農地の調査を毎年行っており、その中で遊休農地のA分類やB分類という分類がございまして、特に、そういう農地に戻すのが非常に困難な農地であるB分類の中から非農地の判断を調査する土地をピックアップしておりますので、所有者から申請のあったものは、対象としておりません。非農地証明の場合は本人からの申請等によるものですが、非農地判断につきましては、こちらで遊休農地等の調査を行った結果で拾い出しているものでございます。以上です。

○23番（蛭原委員） 分かりました。私たちの周りの農家の人たちも自分の農地が荒廃しており、通知が来たという方もおられます。まずは、農地調査員の方が調査し、農地の管理を適切に行うよう指導し、手順を踏んで非農地判断を行う土地のリストアップを行い、その後非農地判断を行うということが、今の説明でよく分かりました。ありがとうございました。以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、承認することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局(西領) 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面を御覧ください。

報告第20号は、農地法第4条第1項第8号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数7件でございます。

報告第21号は、農地法第5条第1項第7号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数16件でございます。

報告第22号は、農地法第4条第1項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数4件でございます。

報告第23号は、農地法第5条第1項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数15件でございます。

報告第24号は、「申請の取下げ・許可書等の返戻について」でございまして、その数3件でございます。

報告第25号は、「農地法第3条の3相続等による権利移動について」でございまして、その数20件でございます。

なお、報告第20号、第21号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄に専決日を記載しております。

第22号、第23号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長(松田) ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松田) 御異議なしと認めます。よって、令和3年第4回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後4時11分閉会